

公認心理師登録申請書

(フリガナ) 氏名	(姓)	(名)	
	通称(姓)※外国の国籍の方のみ	通称(名)※外国の国籍の方のみ	
	(旧姓)	←公認心理師登録簿及び公認心理師登録証に旧姓の併記を希望する方のみ記入してください。	性別 <input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
	生年月日(年齢)	年月日(歳)	本籍地(都道府県名) ※外国の国籍の場合は、その国籍
郵便番号	電話番号		
(フリガナ) 現住所 ※現住所が国外の場合は 国内書類送付先住所			
試験に合格した年月	年月	試験合格証書番号	
その他	<p>以下の項目に該当する場合には、該当する項目番号に○印をつけること。</p> <p>1 精神の機能の障害により公認心理師の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者</p> <p>2 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者</p> <p>3 公認心理師法の規定その他保健医療、福祉又は教育に関する法律の規定であって政令で定めるもの(公認心理師法施行令第1条)により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者</p> <p>4 公認心理師法第32条第1項第2号又は第2項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない者</p>		

私は、公認心理師の登録を受けたいので、上記の事項について、虚偽の記載をせず、かつ、事実を隠ぺいしていないことを誓い、公認心理師法施行規則第13条の規定により申請します。

年 月 日

文部科学大臣
厚生労働大臣 殿
指定登録機関代表者

収入印紙
(消印しないこと。)

又は領収証書を貼ること。

- 備考1 この申請書には、所定の登録免許税に相当する収入印紙又は領収証書を貼ること。
2 指定登録機関に申請する場合には、所定の手続により登録手数料を納付すること。
3 用紙の大きさは、A4とすること。